

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	課長	課長代理	係長	係

任意継続被保険者の資格期間は2年間です。資格期間の途中で「国民健康保険への切り替え」や「家族の被扶養者になる」ための資格喪失はできません。資格喪失の詳しい要件については【任意継続被保険者となる皆様へ】をご覧ください。

平成 年 月 日 提出

資格喪失時の健康保険被保険者証		③ 申請書の氏名・印			④ 生年月日		⑤ 性別	⑥ 被保険者の資格を喪失した年月日		⑦ 扶養の届出	⑧ 資格喪失時の標準報酬				
① 記号	② 番号	フリガナ			昭和	年	月	日	男	平成	年	月	日	有・無	千円
⑨ 申請者の住所・電話番号		郵便番号	—	電話番号	—	—	—	—	⑩ 被保険者として使用されていた事業所						
⑪ 保険給付金等の振込先		金融機関コード		支店コード		銀行・信用金庫・信用組合		支店	1. 普通 2. 当座	※ この申請は2ヶ月以上の被保険者期間があった方が、資格喪失日以後20日以内に「初回分保険料」と被扶養者がある方は「被扶養者（異動）届」を添えて、現金書留で当健康保険組合に送付するか、または当健康保険組合の窓口で申請することができます。					
※保険料の引落し口座ではありません。		口座番号	口座名義人			資格喪失日以後20日を過ぎると申請することはできません。									

※ この申請は2ヶ月以上の被保険者期間があった方が、資格喪失日以後20日以内に「初回分保険料」と被扶養者がある方は「被扶養者（異動）届」を添えて、現金書留で当健康保険組合に送付するか、または当健康保険組合の窓口で申請することができます。

資格喪失日以後20日を過ぎると申請することはできません。

その後の保険料については、納付書をお送りいたしますので、最寄りの金融機関で納付書に記載の納付期限までに払込みください。

納付期限を過ぎると資格を喪失します。

なお、金融機関では振込み手数料がかかりますので、あらかじめご承知おきください。

受 付 日 付 印

※ 下記は記入しないで下さい。

記号・番号	記号	997	番号	取得年月日	平成	年	月	日
標準報酬	千円	喪失予定年月日	平成	年	月	日		
納付方法		(単月)	(前納)	(合計)				
納 入 保 険 料	健康保険	一般	円 +	円 =	円	単月	年	月 ~
		調整	円 +	円 =	円	年	月 まで	
	介護	円 +	円 =	円	前納	年	月 ~	
	合計	円 +	円 =	円		年	月 まで	
	保険料収納日	平成	年	月		日		

被保険者のマイナンバー記載欄
(被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【 任意継続被保険者となる皆様へ 】

【資格期間】

1. 任意継続被保険者の資格期間は、最長で2年間です。
なお、資格期間の途中で任意継続被保険者をやめたいと思っても、下記4の資格喪失の要件以外でやめることはできません。
例：国民健康保険への切り替え。家族の被扶養者になる。などの理由ではやめることはできません。

【保険料】

2. 任意継続被保険者は個人で加入する健康保険であるため、保険料の会社負担分が無くなります。そのため、保険料は全額自己負担となります。保険料は、資格喪失時の標準報酬月額か、または前年9月末における当組合の平均標準報酬月額のいずれか低い方により決定されます。

【保険料の納付方法】

3. 初回分保険料は、現金書留で当健康保険組合に送付するか、または当健康保険組合の窓口で納付してください。
(資格喪失日および手続きのタイミングにより喪失日の属する月分と翌月分を含む2ヶ月分を同時に納付していただく場合があります。)
2回目以降の保険料については、当該年度分の納付書(1ヶ月1枚)をまとめて発行いたします。
該当月分の保険料は、納付書に記載の納付期限(原則：毎月10日)までに納付してください。
銀行振込み手数料は本人負担となりますので、あらかじめご承知おきください。
保険料は前納(通年度・半期)することもできます。前納保険料は喪失月中に納付していただくため、ご希望の際は**喪失月中に早めに**当健康保険組合業務課へお申し出ください。

【資格喪失の要件】

4. 次のア～オの要件に該当した場合は、要件に該当した翌日に資格がなくなりますので健康保険証は、すみやかに返納してください。
ア. 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき。
イ. 被保険者が死亡したとき。
ウ. 保険料を納付期限までに納められなかったとき。
エ. 就職して他の健康保険の被保険者、あるいは船員保険の被保険者になったとき。
(新しい健康保険証のコピーと未到来月分の納付書を被保険者証の返却時に必ず添付してください。)
オ. 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者等になったとき。

【保険料を納付期限〔原則：毎月10日〕までに納められなかったとき】

5. 任意継続被保険者の資格は、あくまでも自由意志によるものです。上記4のウに該当した時は、資格を続ける意志がないものとして納付期限の翌日に資格を喪失することになります。
『うっかりしていて、保険料を納付期限までに納められなかったのだが、すぐ納めるのでこのまま資格を継続させて欲しい』 といった申し出がよくありますが、資格の継続は認められませんので、十分にご注意ください。

【その他】

6. 40歳～64歳については、介護保険料が加わります。
7. 住所・氏名および電話番号などの変更があったときは、すみやかにご連絡ください。
8. 保険料納付時に金融機関で発行される領収証は再発行できませんので、無くさないように大切に保管してください。また、保険料の納付に関する証明書の発行は致しかねますので、十分にご注意ください。

任意継続被保険者制度についてご不明な点などがございましたら「業務課」へお問い合わせください。